
第6章

移民労働者に関する ASEAN 共同体の政策課題

山田 美和

はじめに

さまざまな政策課題を抱える ASEAN 共同体において、移民労働者に関する政策についてどのように協調し協働できるかは、ASEAN 共同体の真価が問われる大きな課題である。ASEAN における労働者は賃金格差を利用する形で生産ネットワークに組み込まれている。ASEAN 経済共同体 (AEC) がめざすように ASEAN が魅力的な単一市場・生産拠点であるためには、良質な労働力の確保、すなわち健全な労働市場である必要がある。それには重要な人的資源である移民労働者の権利保護が不可欠である。そして、移民労働者の権利が尊重されてこそ、域内の人々の権利の促進と保護を推進する ASEAN 政治安全保障共同体 (APSC) が実現する。ASEAN 共同体における移民労働者に関する政策は、共同体全体に関連する政策課題である。

本章において、「移民労働者」とは、2007年第12回 ASEAN 首脳会議で合意された「移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言」、および ASEAN 共同体青写真にある、「migrant worker」の訳語として使用する。これらの文書には、移民労働者の定義はないが、出生した国・地域を離れ、または国籍と異なる国・地域へ就労を目的として移動して滞在する人々とする⁽¹⁾。

2009年に発表された、ASEAN 共同体に向けた2015年までの行動計画を収めた青写真 (以下、青写真2015) (ASEAN 2009) において、人の移動については、APSC で越境的犯罪としての人身取引、AEC で熟練労働者 (skilled labour) の自由移動、そして ASEAN 社会文化共同体 (ASCC) で移民労働者 (migrant workers) が扱われているという整理がなされていることが多い⁽²⁾。じつは APSC の青写真2015においても、人々の権利の促進と保護に向けた行動のひとつとし

て、移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 文書の作成が言及されているのである。ASEAN 自体が国際機関としての正統性を確保するために、人権の促進と保護を掲げ、そこに移民労働者の権利が特出しされていることの意義は大きいといえよう。

本章では、移民労働者に関する政策課題に、ASEAN 共同体がどのように取り組んでいるのか、第1節および第2節で青写真2015を確認し、その協力の実態を探り、第3節で2015年以降、どのような課題が残されているのか、2025年までの行動計画を収めた青写真（以下、青写真2025）（ASEAN 2015a）に掲げられた目標を分析する。最後に今後の方向性を展望する。

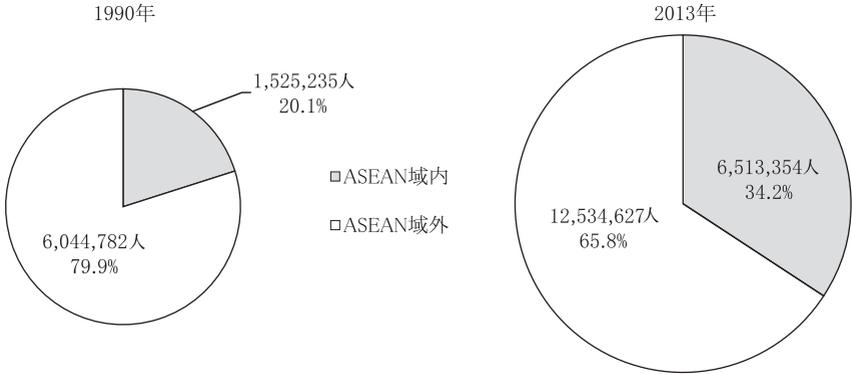
第1節 セブ宣言と青写真2015における取組み

1. ASEAN における移民労働者の概観

域内の経済的相互依存を高める ASEAN が、労働力においても相互依存を高めている実態をみてみよう。国連が公表している出身国・到達国別移住者数の推計データから、ASEAN 域内外の移住者（migrant）の流出入傾向を概観できる。本章が対象とする移民労働者とは厳密には合致しないが、ASEAN 域内における人の移動が20数年間にわたり確実に増加していることが観察される⁽³⁾。ASEAN 加盟国の出身者が域内の別の国に移住している数を ASEAN 域内も含む世界各国への移住者数で割ると、その割合は1990年では20.1%、2013年では34.2%に推移している（図6-1）。一方 ASEAN 域内へ移住してくる者については、ASEAN 加盟国出身数が ASEAN 域内も含む全世界からの移住者数に占める割合は、1990年では47.8%、2013年には68.6%に推移している（図6-2）。

ASEAN における労働移動の流れは、域内格差を如実に表しており、1人当たり国内総生産（GDP）の低い国から高い国へと移動している。大きな動きはふたつある。ひとつはシンガポールとマレーシアへのインドネシアやその他の国々からの流れである。1980年代以降、シンガポールおよびマレーシアはその経済成長により、アジア近隣諸国からの労働者を増加させた。シンガポール、マレーシアには2013年現在、それぞれ132万人、212万人の外国人労働者がいる。シンガ

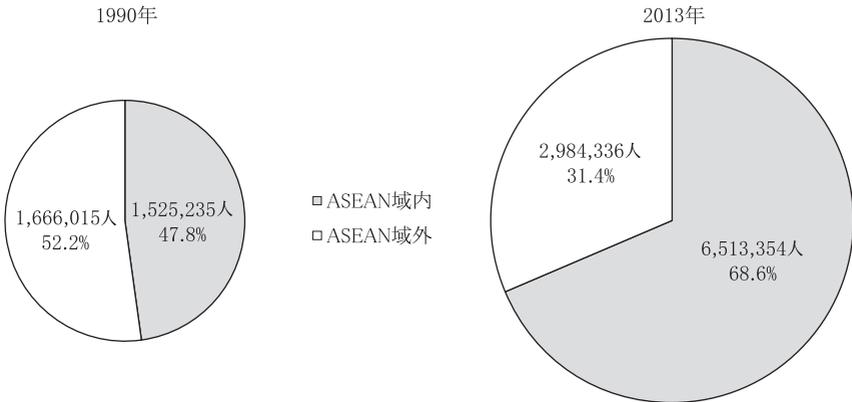
図6-1 ASEAN 各国から移住する者のうち到達国が ASEAN 域内である場合



(出所) United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Trends in International Migrant Stock: Migrants by Destination and Origin (POP/DB/MIG/Stock/Rev.2013)

(注) ストックベース。

図6-2 ASEAN 各国へ移住してくる者のうち出身国が ASEAN 域内である場合



(出所) 図6-1に同じ。

(注) 図6-1に同じ。

ポール政府統計では出身国別の人数が公表されていないが、ASEAN 域内の送出国のデータからは多くのマレーシア人、インドネシア人、ミャンマー人がいると推察される。マレーシアでは、外国人労働者の44%、約94万人がインドネシア人で、ASEAN 諸国としてはほかにミャンマー人が17万人いる。

もうひとつの動きはタイへのミャンマー、ラオス、カンボジアからの流れである。1990年代以降、冷戦の終結により、「戦場から市場へ」と変貌したメコン地域において、域内の経済成長を牽引し続けるタイに国境を接するミャンマー、ラオスおよびカンボジアから労働者が越境してきた。シンガポールとマレーシアが ASEAN 以外の国からも労働者を受け入れているのに対し、タイはミャンマー、ラオスおよびカンボジアからの受入れに限っている。その数は、2014年10月現在、ミャンマー人約170万人、ラオス人27万人、カンボジア人80万人で合計277万人を数える（山田 2015）。マレーシア、シンガポール、そしてタイへの移動は、ASEAN 域内の労働移動の91%を占めると観察される（Orbeta and Gonzales 2013）。

移民労働者の多くは、農業、漁業、建設業、製造業、家事労働などの低熟練労働に従事しており、その劣悪な労働環境や労働条件により、そして移民労働者という地位の不安定さゆえに脆弱な立場にあり、移民労働者の権利侵害が問題となっている⁽⁴⁾。

2. 移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言

移民労働者に関する ASEAN としての地域的取組みは、青写真2015の採択を遡ること2年前、2007年にフィリピンのセブで開催された第12回 ASEAN 首脳会議で合意された、「移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言」（以下、セブ宣言）を基点とする（ASEAN 2007）。同宣言は、ASEAN において送出国と受入国双方が参加する共通の基盤であり、移民労働者の権利保護について送出国および受入国双方の義務や責任を詳細に規定している。これらの規定の一つひとつが、ASEAN が抱えている移民労働者に関する政策課題を如実に表している（表6-1）。

セブ宣言をあらためて確認すると、その一般原則第1に、「移民労働者の潜在的力と尊厳を促進することによって、送出国および受入国は ASEAN 共同体の

表6-1 移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言（セブ宣言）

一般原則

1. 移民労働者の潜在的力と尊厳を促進することによって、送出国および受入国は ASEAN 共同体の政治、経済および社会の三つの柱を強化する
2. 送出国および受入国は人道的理由に基づき、自らの過失によらず非正規になった移民労働者の事案を解決するよう協力する
3. 受入国の法律、規則および政策の適用を妨げることなく、受入国および送出国は移民労働者およびその帯同家族の基本的権利および尊厳を考慮する
4. 本宣言のいずれの文言も非正規の移民労働者の状態を正規化することを意味すると解釈されることはない

受入国の義務

受入国各国の法律、規則および政策に従って、受入国は、

5. 移民労働者の基本的人権を保護し、社会厚生を促進し、人間としての尊厳を堅持するよう努力を強化する
6. 受入国と移民労働者のあいだの調和および寛容の達成をめざして作業する
7. 適宜かつ受入国の法律に従って、情報、研修および教育、司法へのアクセス、社会厚生サービスを通じて資源および救済へのアクセスを促進する、ただしそれらは当該国の適用される法律、規則および政策、二国間合意および多国間協定にある要件を満たしていなければならない
8. 移民労働者のために公正かつ適切な雇用保護、賃金の支払いおよびディーセントな労働、生活環境への適切なアクセスを促進する
9. 移民労働者（差別、虐待、搾取、暴力の被害者かもしれない）に受入国における法的および司法制度への適切なアクセスを提供する
10. 移民労働者が受入国において逮捕、勾留、拘束された場合、ウィーン領事関係条約に従って、出身国の領事もしくは外交当局が領事機能を発揮できるよう促進する

送出国の義務

送出国各国の法律、規則および政策に従って、送出国は、

11. 移民労働者の権利の保護と促進に関連する措置を強化する
12. 移住労働の適切な代替として雇用および生計の機会へのアクセスを確保する
13. リクルート、海外派遣の準備、海外における移民労働者の保護、出身国への送還、再統合などを含む、労働者の移動に関する政策および手続きを構築する
14. 送出国において、移民労働者のリクルートを規制し、合法で有効な契約書、規制、リクルートエージェントおよび雇用者の認定、義務違反や不法なエージェントのブラックリストをとおして、悪質なリクルートを排除するメカニズムを採用するための法的実務を構築し促進する

表6-1 移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 宣言（セブ宣言）（つづき）

ASEAN によるコミットメント

移民労働者の保護と促進のために ASEAN 加盟国は、国内法、規則および政策に従って、

15. 移民労働者に対しディーセントで人間らしい生産的で尊厳があり報われる雇用を促進する
16. 移民労働者の出身国において人的資源開発プログラムおよび再統合プログラムを構築し実行する
17. 密入国および人身取引を防止、減少させるために、犯罪者に対する刑罰の厳格化などを含む、具体的な措置をとる
18. 送出国および受入国双方において移民労働者に関する政策およびプログラムを強化するために、移民労働者に関するデータの共有を促進する
19. 移民労働者の権利と厚生保護と促進に関して、情報、ベスト・プラクティスおよび機会と課題を共有することによってキャパシティ・ビルディングを促進する
20. ASEAN 域外で紛争や危機の状況に巻き込まれた ASEAN 加盟国の移民労働者に対し、必要に応じ、関連する ASEAN 加盟国の大使館および領事館のキャパシティおよび資源、二国間協議およびアレンジメントに基づき支援する
21. 国際機関、ASEAN 対話パートナーおよびそのほかの国々に、当該宣言の原則を尊重し、当該原則にある措置の実行を支持し支援するよう奨励する
22. 関連する ASEAN 組織に、配慮と共有の共同体という ASEAN のビジョンに合致し、当該宣言をフォローし移民労働者の権利の保護と促進にかかる ASEAN 文書を作成する任務を託す、さらに ASEAN 事務総長に、当該宣言の実行の進捗について ASEAN 閣僚会議をとおして首脳会議に毎年報告書を提出するよう指示する

（出所） ASEAN（2007）より筆者邦訳。

政治、経済および社会の三つの柱を強化する」とあり、移民労働者問題が ASEAN の政治、経済および社会にまたがる重要な政策課題であることが明示されている。

本宣言は、ASEAN のなかにおける送出国と受入国の妥協の産物であるといわれている（鈴木 2012）。当該宣言では、非正規移民労働者は対象にならず⁽⁵⁾、非正規の移民労働者を正規化することを意味するものではないと明記されているように、ASEAN 加盟国の、なかんずく移民労働者の受入国の慎重な姿勢がうかがえる。また、同宣言には移民労働者の救済や司法へのアクセスを促進することとあるが、それは当該労働者が受入国の法律や規則を遵守していることが条

件となっており、非正規移民労働者は排除されている。また対象となるのは移民労働者本人のみであり、その家族は含まれていない。何よりも同宣言は協調レベルの宣言であり、各国間の法的義務はない。

非正規を含む移民労働者の権利保護に関する国際条約である「すべての移住労働者とその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」(ICRMW)が、包括的な人権保障の詳細な規定をもうけていることと比較すると、その権利保障は上記のとおり不十分であるといわざるを得ない。しかし、ICRMWも1979年の起草作業部会設置から1990年の成立まで10年を要し、発効要件である20カ国の批准をもって発効したのはさらにその13年後の2003年であった⁽⁶⁾。移民労働者の権利保障に関する国際的合意の形成、すなわち移民労働者の送出国と受入国が合意することの困難さを示しているといえよう⁽⁷⁾。ICRMWをASEAN加盟国としては1995年にフィリピンが批准して以来、2012年にインドネシアが2番目の批准国となったことに、インドネシア政府の移民労働問題に対する積極的なコミットメントがみてとれる。カンボジアは2004年に署名したが批准には至っていない。

2007年のセブ宣言採択後の同年7月に、当該宣言項目22に基づき、ASEAN移民労働者委員会(ACMW)が設置された。同委員会の目的は、①同宣言に明示されたコミットメントを確実にすること、②移民労働者の権利の保護と促進に関するASEAN文書を作成することである。ここでいう「ASEAN文書」とは、宣言に盛り込まれた署名国の義務そしてASEANとしての取組みが履行されるべく、締結国に対し法的拘束力をもった文書を意味する。ACMWの最初の会合が2008年9月に開催され、作業計画が策定された(ASEAN 2008)。以来、毎年会議が行われている。

3. 青写真2015における計画

2009年3月、第14回ASEAN首脳会議において、2015年に向けたAPSC、AEC、ASCCの青写真2015が包摂されているロードマップが発表された(ASEAN 2009)。このロードマップで移民労働者に関し、いかなる取組みが計画されていたのかみていこう。まず、APSC青写真2015において、人々の権利の促進と保護に向けた行動のひとつとして、「移民労働者の権利の保護と促進に関するASEAN文書の作成についてその分野の組織の努力と密接に協力する」と明記されている

(A.1.5. iii.)。

さらに ASCC 青写真2015においては、人々が中心となる (people-centred)、包摂的で調和のある社会をめざすとし、そのなかで、移民労働者の権利の保護と促進という項目が挙げられ、行動計画が明示された。ASCC 青写真2015は、A. 人間開発、B. 社会厚生および保護、C. 社会正義と権利、D. 環境の持続性の確保、E. ASEAN アイデンティティの構築、F. 発展の格差の縮小という6つの要素からなっている。B. 社会厚生および保護の項では、統合およびグローバル化による悪影響に対するソーシャルセーフティネット、および保護のための行動のひとつとして、女性の移民労働者の保護について ASEAN 協力を強化することが挙げられている (B.2.20.x.)⁽⁸⁾。そして、C. 社会正義と権利のなかの C.2. として、移民労働者の権利の保護と促進が見出しとして挙げられている。その戦略的目標として、ASEAN 各国の法、規則および政策に従い公正かつ包括的移民政策およびすべての移民労働者に対する適切な保護を確実に行うこと、前掲のセブ宣言を実行することが掲げられている。そこで列挙されている行動は9項目である (表6-2)。

その9項目のうち、iii から ix の項目は、セブ宣言から部分的に抽出されたものである。セブ宣言では、移民労働者の受入国および送出国のそれぞれの義務が明確に分けられて規定されたうえで、ASEAN 全体としてのコミットメントが規定されていた。移民労働者の権利と保護に関して、受入国および送出国そして ASEAN としてのコミットメントを明記して網羅しているセブ宣言と比較すると、ASCC 青写真2015で明記されている事項はセブ宣言より少なく、受入国の義務および送出国の義務という書き方はしていない。受入国がやるべきことなのか、送出国がやるべきことなのかは、厳密には明記されていない。

一方、青写真2015として新たに具体的に付加されたものは、項目 ii の「移民労働者に関する ASEAN 年次フォーラム」(AFML) の定期化のみであり、移民労働者の権利の保護と促進についてセブ宣言を超える行動計画は一切たてられていない。ASCC 青写真2015の脚注には、当該青写真のいずれもセブ宣言の原則と矛盾するものではないと付記されている。

移民労働者の権利の保護と推進に関しては、セブ宣言の実行が青写真2015に収められたものの、青写真2015に列挙されている事項はセブ宣言を超えるのではなく、また、かえって ASCC に格納されたことが、移民労働者問題は、産

表6-2 ASCC 青写真2015における移民労働者の権利の保護と促進についての行動

- i. ASEAN 移民労働者委員会 (ACMW) を機能させること、移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 文書の作成をめざし協働すること
- ii. 労働担当高級事務レベル会合 (SLOM) に報告する ACMW の管轄のもとで移民労働者に関するイシューを広く議論するためのプラットフォームとして移民労働者に関する ASEAN 年次フォーラム (AFML) を制度化し定期的に召集すること
- iii. 移民労働者のために公正かつ適切な雇用保護、賃金の支払いおよびディーセントな労働、生活環境への適切なアクセスを促進すること、移民労働者 (差別、虐待、搾取、暴力の被害者かもしれない) に受入国における法的および司法制度への適切なアクセスを提供すること
- iv. 移民労働者の基本的人権を保護し、厚生を促進し人間としての尊厳を尊重する努力を強化すること、なかでも移民労働者が受入国において逮捕、勾留、拘束された場合、ウィーン領事関係条約に従って、出身国の領事もしくは外交当局が領事機能を発揮できるよう促進すること
- v. 送出国および受入国双方において移民労働者に関する政策およびプログラムを強化するために、移民労働者に関するデータの共有を促進すること
- vi. リクルート、海外派遣の準備、海外における移民労働者の保護、送出国への送還、再統合など含む、送出国の移民労働者を促進するための政策および手続きを強化すること
- vii. 適宜かつ受入国の法律に従って、情報、研修および教育、司法へのアクセス、社会厚生サービスを通じて資源および救済へのアクセスを促進すること、ただしそれらは当該国の適用される法律、規則および政策、二国間合意および多国間協定にある要件を満たしていなければならない
- viii. 送出国において、移民労働者のリクルートを規制し、合法で有効な契約書、規制、リクルートエージェントおよび雇用者の認定、過失があるまたは不法なエージェントのブラックリストをとおして悪質なリクルートを排除するメカニズムを採用するための法的実務を構築し促進すること
- ix. 移民労働者の権利と厚生保護と促進に関して、情報、ベスト・プラクティスおよび機会と課題を共有することによってキャパシティ・ビルディングを促進すること

(出所) ASEAN (2015a, C.2) より筆者邦訳。

業構造、経済構造にかかる政策と密接に関係しており AEC と関連していることをみえにくくしてしまっているとも観察される。青写真2015に盛り込まれたとはいえ、ASEANにおける移民労働者に関する政策の課題は、セブ宣言採択以来変わらない。要は、同宣言をいかに実行するか、すなわち法的拘束力をもった文書を合意できるかが、ASEANの積年の懸案となっている。

つぎに、ASCC 青写真2015に掲げられた行動がどのように進捗したのか、あるいは、進捗したと評価されているのか、第23回 ASEAN 首脳会議で採択された中間レビューを分析する。

第2節 ASEANにおける協力の実態

1. 2014年中間レビューにおける評価

移民労働者の権利の保護と促進のために、挙げられた行動がどのように行われたか、2014年中間レビューの中身をみてみよう。

2014年中間レビューは青写真2015に挙げられたASCCの6要素に沿ってレビューがなされている(ASEAN 2014)。移民労働者の権利の保護および促進が含まれる、社会的正義と権利の要素はほかの要素に比べ、実行された行動数が少ない⁽⁹⁾。2008年9月のAFMLの設立およびACMWの設置は、人間開発の要素における画期的到達点として挙げられている。社会正義と権利の要素においては、ACMWによるASEAN文書の作成が継続中であることのみが記され、画期的到達点として2009年4月にACMWの草案チームによる作業が開始されたことが挙げられている。しかし、それからこの中間レビューが採択された2013年の第23回首脳会議までに具体的にどのようなドラフト条文が作成され、何が論点となっているかはまったく明らかにされていない。ASCC 青写真2015に目標として挙げられた項目のうち、評価対象として具体的にとりあげられているのはAFMLのみである。

中間レビューの巻末の添付では、とくに際立った地域協力の紹介のひとつとして、「移民労働者の権利の保護と促進に関するASEANのフレームワーク文書」が挙げられてはいる⁽¹⁰⁾。しかし詳述されているのは、そのタイトルにあるASEAN文書の作成の進捗状況ではない(ASEAN 2014, Annex 1, 1.2)。記載されているのは、まず、ピエンチャン行動計画(2004~2010年)のビジョンに基づき、2007年にセブ宣言が合意され、同年ACMWが設置され、その任務はASEAN文書の作成であることである。

そして「ASEAN共同体構築の過程を促進するために、ASEANが多様なステー

クホルダーから ASEAN 文書の作成についてインプットを募ったことは評価されるに値する」として、紹介しているのが、AFML の開催である。ASEAN 労働大臣作業計画（2010～2015）のひとつとして、移民労働者に関する幅広い議論のプラットフォームとしてフォーラムの開催があり（ASEAN 2010）、さらには上述の青写真2015の実行として、フォーラムが定期化されたと記述されている。「AFML は政府、労働者団体、雇用者団体そして市民社会団体（CSO）などの関係者が ASEAN における移民労働者に関する問題について議論する開かれた場であり、移民労働者の権利保護のための制度構築のために、政府に関与したいという強い関心がある」と記されている。「AFML はポジティブな発展である。CSO と関与することは技術的専門性、現場に即した視角、資金そして地域を横断する草の根レベルの強固な関係に基づく広範な社会資本など価値あるリソースを得られる。ASEAN 共同体構築プロセスが成功し意義あるものとするには、人々の関与と参加が不可欠である」と AFML が定期化されたことを最大の成果として結んでいる。

2. AFML の実効性

それでは AFML の提言が具体的にどのような形で実行されてきたのであろうか。AFML の効果については、ASEAN 自体は検証していない。当該フォーラムにおいて技術的なサポートをしている国際労働機関（ILO）は、AFML でまとめられた提言がどのように実行に移されたか報告書を出している。2014年11月第7回ネーピードーでの AFML のバックグラウンドペーパーとして出された、第3回から第6回までの AFML の提言とその実行の進捗について書かれた報告書のみてみよう（Ang et al. 2015）。

AFML は、第1回（2008年4月マニラ）はまず設置、第2回（2009年7月バンコク）はセブ宣言へのコミットメントという大枠のテーマタイトルであった。第2回 AFML で出された提言は当然の如く ASEAN 文書の作成であった。以降毎年 ASEAN 議長国の労働大臣がフォーラムを招集し、第3回から特定のテーマを設定して議論が行われてきた。第3回（2010年7月ハノイ）は「移民労働者の権利を保護するための意識と情報の強化」、第4回（2011年10月バリ）は「到達国における移民労働者の理解、権利および尊厳を促進するための広報活動、出身国に

おける帰還，再統合および持続的代替の開発」，第5回（2012年10月シエムリアップ）は「効果的な就労斡旋の実務および規制」，第6回（2013年11月バンダールセリバガン）では「データ共有および効果的な苦情メカニズムを含む，雇用中における法的および司法制度への適切なアクセス」がとりあげられた。

報告書は，AFML で出されたこれらの合計64の提言を，A. 海外就労に関する情報の共有，配布および広報，B. 送出国および受入国双方にとって移民労働者に関するデータの収集，共有および分析，C. 移民労働者にとって持続的代替を含む，効果的な帰還および再統合戦略，D. 送出国および受入国双方における苦情メカニズムへのアクセスの促進，E. 送出国および受入国におけるすべてのステークホルダー間の協力，パートナーシップ，情報交換および実効的関与の促進，F. 海外就労斡旋に関する規制という6つに分けてその実行の進捗を挙げている。

それぞれの項目について，ASEAN 各国にどのような既存の制度があり，どのような取組みをしているかが列挙されている。たとえば軍事政権下において移民労働者を流出させていたミャンマーでは，出発前研修が義務づけられ，移民労働者のための情報センターが2014年に初めて開設されたことなどは進展といえるだろう。またカンボジアやラオスで2013年にそれぞれ事前研修に関する法制度が強化されたことが挙げられている。海外就労斡旋については，送出国および受入国においてすでに規制し監督する制度が整えられている。当該報告書は，ASEAN 加盟国政府と CSO が苦情メカニズムの改善に協働し，当該課題に対する提言が最も実行されたと評価する一方，そのメカニズムの有効性についてはさらなる評価を待つ必要があると分析している。最も必要なものは地域の協働メカニズムであり，欠けているのは，労働者の基本的社会的保護および権利保護に関する基準について拘束力をもった合意文書がないことを挙げている。

要するに，青写真2015で計画された AFML は毎年開催され，移民労働者の問題の課題が議論されてきた過程において ASEAN 加盟各国政府，国際機関や CSO の関係はある程度強化されてきたといえよう。しかし，移民労働者問題の核であるその権利の保護と促進に関する法的拘束力をもつ ASEAN 文書は，2015年末の ASEAN 共同体設立時において策定に至っていない。

3. 対立する受入国と送出国

ASEAN 文書の策定についての進捗を振り返ると、ACMWのもと ASEAN 文書草案チーム (ACMW-DT) が、受入国側としてマレーシアとシンガポール、送出国側としてフィリピンとインドネシアの代表から構成され、2009年4月に最初の会議が行われた。同年10月の第3回会議では、受入国と送出国間で、文書に法的拘束性をもたせるか、非正規移民を含めるか、移民労働者の家族を含めるか、ASEAN加盟国でない国からの移民労働者を含めるかで対立し、ドラフト作業は暗礁に乗り上げた。そのため2010年に ASEAN 加盟国すべてのメンバーをいれ、作業を再開させ、2012年には草案 (Zero-Draft) が完成し、条文ごとに加盟国の合意をとるべく交渉が重ねられてきた。同年11月には ASEAN 人権宣言が採択され、国際人権法基準未満であると批判されてはいるものの、その権利を保護されるべき者として、「移民労働者」という文言が明記された。2014年ミャンマーの労働大臣は議長任期中に、法的拘束力をもたせるか、非正規移民を含むかというふたつの規定について合意をとりつける意欲を示していた⁽¹¹⁾。しかしそれはならず、争点はマレーシアの労働大臣が議長となる2015年にもち越された。

2015年4月にクアラルンプールで行われた第26回 ASEAN 首脳会議における議長声明には、その第46段落において「われわれは移民労働者の ASEAN 社会および経済への貢献を認識し、安全で繁栄する ASEAN 共同体の創設の重要性を再び強調する。われわれは ASEAN の人々の生活の質を向上させ、移民労働者の権利を含む ASEAN の人々の人権と基本的自由を保護する必要を強調する。ASEAN 各国の労働大臣に対し、移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 文書の完成に向けて努力を続けることを課した」とある (ASEAN 2015b)。

2015年5月にフィリピンで行われた第11回労働担当高級事務レベル会合 (SLOM) で、フィリピン政府はこの議長声明を引用し、加盟国とくに受入国政府に対して、移民労働者、自らの過誤でなく不法移民となっている者、搾取や虐待の被害者を保護するよう強く勧告した⁽¹²⁾。同年6月の ASEAN 労働大臣会議においては、インドネシア政府は、加盟各国とくにマレーシア、シンガポールに対して域内の移民労働者の保護に関する地域協力を強化するよう呼びかけた。

しかし、2015年末 ASEAN 共同体発足において、セブ宣言の具体的実行を法的拘束力をもって担保する ASEAN 文書への合意には達しなかった。自国から送り出す労働者の人権保障と雇用環境の改善を求める送出国と、自国への社会経済への悪影響を懸念し、景気の調整弁として移民労働者を管理したい受入国の利害の対立は依然として存在する。

どのような労働者をどのように受け入れ、処遇するかについては、個々の受入国による。また自国民労働者をどのように送り出し、その権利を保護するかは、送出国の政策が個別にある（山田 2014a）。送出国と受入国を結び付けるのは、二国間の協定や覚書であり、ASEAN 域内で複数の二国間関係が交錯する。二国間覚書は、労働者の斡旋・雇用に関する手続きを規定し、労働者の流出入に対する各国政府の制限および管理を目的とする。受入国は、移民労働者を景気変動に左右される労働市場の緩衝として位置づけている。しかし実態は、長期にわたる移民労働者への依存が恒常化している。

表6-3 ASEAN 各国の人権・労働・

	シンガポール	マレーシア	ブルネイ
市民的及び政治的権利に関する国際規約	-	-	-
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	-	-	-
ILO No.87（結社の自由及び団結権保護1948年）	-	-	-
ILO No.98（団結権及び団体交渉権1949年）	1965	1961	-
ILO No.29（強制労働1930年）	1965	1957	-
ILO No.105（強制労働廃止1957年）	署名1965 取消1979	署名1958 取消1990	-
ILO No.100（同一報酬1951年）	2002	1997	-
ILO No.111（差別待遇（雇用および職業）1958年）	-	-	-
ILO No.138（最低年齢1973年）	2005	1997	2011
ILO No.182（最悪の形態の児童労働1999年）	2001	2000	2008
ILO No.97（移民労働者（改正）1949年）	-	1964 サバ州	-
ILO No.143（移民労働者（補足規定）1975年）	-	-	-
ILO No.189（家事労働者2011年）	-	-	-
ICRMW（移民労働者の権利）	-	-	-
人身取引議定書	2015	2009	-

（出所） 国連高等人権弁務官事務所、国際労働機関（ILO）、国連薬物犯罪事務所資料より筆者作成。

正規手続きによらない、いわゆる不法労働者も数多く存在する。移民労働者の法的地位は不安定である場合が多く、受入国であるシンガポール、マレーシアやタイにおいて移民労働者に対する不当な扱いや虐待の問題は絶えない。受入国であるシンガポール、マレーシアと送出国であるインドネシア、フィリピンの対立は顕著である。ASEAN 各国の労働者、移民労働者の権利に関係する国際条約の加盟状況も足並みはそろっていない（表6-3）。2003年に「移民労働者に関する覚書」を結んだインドネシアとフィリピンは、ともに送り出し大国として、ASEAN における移民労働者の権利の保護と促進のための枠組みの構築を牽引し、2007年のセブ宣言の成立にこぎつけたが、その条約化は既述のとおりいまだ道半ばである（表6-4）。

移民労働者に関する国際条約加盟状況

タイ	フィリピン	インドネシア	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
1996	1986	2006	1982	-	2009	1992
1999	1974	2006	1982	署名2015	2007	1992
-	1953	1998	-	1955	-	1999
-	1953	1957	-	-	-	1999
1969	2005	1950	2007	1955	1964	1969
1969	1960	1999	-	-	-	1999
1999	1953	1958	1997	-	2008	1999
-	1960	1999	1997	-	2008	1999
2004	1998	1999	2003	-	2005	1999
2001	2000	2000	2000	署名2013	2005	2006
-	2009	-	-	-	-	-
-	2006	-	-	-	-	-
-	2012	-	-	-	-	-
-	1995	2012	-	-	-	署名2004
2013	2002	2009	2012	2004	2003	2007

表6-4 ASEAN 共同体における移民労働者の権利に関する政策枠組

年 月	事 項
2004年	ビエンチャン行動計画（2004～2010）
2007年	第12回首脳会議にてセブ宣言採択 ASEAN 移民労働者委員会（ACMW）の設置決定
2008年	ACMW 第1回会合（シンガポール） ACMW 行動計画策定
2009年 3月	第14回首脳会議 ASEAN 青写真2015採択
4月	ASEAN 文書起草チーム（ACMW-DT）第1回会合
10月	ACMW-DT 第3回会合
2010年	ACMW-DT 会合再開 ASEAN 労働大臣作業計画（2010～2015）策定
2012年	草案（Zero-Draft）完成 加盟国間交渉開始 ASEAN 人権宣言採択
2015年 4月	第26回首脳会議（クアラルンプール）
5月	第11回労働担当高級事務レベル会合（SLOM）
6月	ASEAN 労働大臣会議
11月	第27回首脳会議にて青写真2025採択

（出所） ASEAN 各種資料より筆者作成。

4. 合意された ASEAN 人身取引条約

移民労働者の権利の保護と促進に関する法的拘束力をもった文書の合意に未到達の ASEAN であるが、人身取引については、2015年11月のクアラルンプールにおける第27回首脳会議で2025年に向けたクアラルンプール宣言が採択された日の前日に、ASEAN 人身取引防止条約（ACTIP）が署名された（ASEAN 2015c）。

セブ宣言では、密入国および人身取引を防止および減少させるために、犯罪者に対する刑罰の厳格化などの措置をとると謳われており（宣言17）、移民労働と人身取引の関係性が認識されている。ASEAN は人身取引については2004年に「人とくに女性および子どもの取引に対する ASEAN 宣言」（以下、2004年宣言）を採択した（ASEAN 2004）¹³⁾。APSC 青写真2015においては、非伝統的安全保

障問題である越境的犯罪のひとつとして人身取引が明記されており、2004年宣言に従って人身取引被害者の保護の必要性を念頭に、人身取引罪に対する刑事司法を強化すると記されている (B4.1.iv)。その具体化として ACTIP の採択がある。交渉過程やドラフトは公開されておらず、ACTIP の成立は長く待たれていたものであり、直前の採択は、ASEAN 共同体の設立に花を添えた形になるうか⁽¹⁴⁾。

2004年宣言の前文にあるように、人身取引問題には人々を移動させ人身取引に対して脆弱にさせる社会的、経済的そのほかの要因があること、そしてセブ宣言でも言及されているように、人身取引と移民労働は密接な関係にある⁽¹⁵⁾。ACMW 作業計画にも人身取引に関する地域協力が挙げられていた。ACTIP には、「人身取引は、政府の腐敗、貧困、経済的不安定、非効率な法制度、組織犯罪、そして人とくに女性と子どもに対するあらゆる形態の搾取を助長する需要などの要因の組み合わせで引き起こされることを認識し」と前文に書かれている。人身取引の定義は、人身取引に関する国際文書である、国際組織犯罪防止条約の補足議定書のひとつである「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を文字どおり踏襲している。これまで女性と子どもに対する性的搾取のみを犯罪として規定していた国においても、ACTIP 批准によって、被害者に男性も含み、強制労働、奴隷や奴隷に類似するものなども人身取引罪の定義にある搾取に含まれることになる。

被害者の保護規定をどこまで盛り込んでいるのかが注目された ACTIP であるが、被害者の権利の保護については努力義務にとどまっている。後述する青写真2025において、その権利保護の重点的対象として、人身取引被害者が挙げられたが、この ACTIP はその出発点にすぎない。

端的に言えば ASEAN は、移民労働者についてはセブ宣言の条約化に8年かけても2015年の ASEAN 共同体設立までには合意に至らなかったが、人身取引については2004年宣言から11年かけて条約化が実現された。ACTIP は実質、越境犯罪高級事務レベル会合 (SOMTC) によるものであるが、セブ宣言の一部が実行化されたとも評価できるし、また ACTIP に付属する行動計画において人身取引の防止として労働関連法の執行に関する担当官の能力強化が挙げられている点から、移民労働者の権利の保護と促進につながる事が期待される。

第3節 青写真2025における移民労働者の位置づけ

移民労働者に関する政策課題を、青写真2025はどのように描いているのでしょうか。まず注目すべきは、ASEAN 共同体ビジョン2025において、包括的共同体の人々の権利の促進という目標のなかに、移民労働者が位置づけられている点である（ASEAN 2015a, 16, 12.2）。そして青写真2025では ASCC だけではなく、APSC においても重点的に扱われていることが観察される。

まず APSC 青写真2025において、移民労働者の権利と保護については、人権の促進と保護の項目のなかの最後に掲げられている。まず、「われわれの人々（our people）が尊厳をもって平和、調和と繁栄のなかで生きることを確保するために、人権、基本的自由および社会的正義を促進し保護する」と謳われ（A.2.5.）、その vii. では、「関連する ASEAN の分野別機関間の協議を通じて、ASEAN 共同体の三つのすべての柱において人権を主流化することを促進する」とあり、「われわれの人々」のなかに移民労働者が明白に位置づけられ、その権利の促進と保護が、A.2.5.のなかに項目のひとつとして掲げられた¹⁶⁾。

ASEAN 共同体の三つの柱すべてにおいて人権を主流化するということは、青写真2015にはなかった文言であり、移民労働者の権利の保護と促進が、セブ宣言にあるように三つの柱の強化につながるとの認識も読みとることが可能である。そして、さらに、「各 ASEAN 加盟国の法律、規則および政策に従って、移民労働者の権利が地域において十分に守られることを確保するよう文書を作成する ACMW の仕事を迅速に進めるために、個々の報告ラインを維持しながら、関連する分野別機関と密に協力する」として、再び ASEAN 文書の策定を目標に掲げている（A.2.5.xv）。APSC 青写真2015にある「移民労働者の権利の保護と促進に関する ASEAN 文書の作成についてその分野の組織の努力と密接に協力する」という文言よりも、青写真2025では一歩踏み込んだ書きぶりが観察される（A.1.5. iii.）。

つぎに、ASCC 青写真2025をみてみよう。ASCC 青写真2015においては、大枠の政策分野に分けられてとるべき行動が描かれており、C. 社会正義と権利のなかの C.2.として、移民労働者の権利の保護と促進が項目として挙げられていた。

それに比べて、ASCC 青写真2025では、A. 人々と連携し人々に資する B. 包

摂的 C. 持続的な D. 強靱な E. 動的なという5つの抽象的概念の括りで、戦略的措置が挙げられている。B. 包摂的では、ASEANの人々にとって、機会への均等なアクセスを促進することが挙げられ、生涯にわたってその権利の保護と促進をする対象として、女性、子ども、若者、年配者、障がい者、エスニックマイノリティグループおよび脆弱で周縁化されたグループと並んで、移民労働者が列挙されている。それらの人々が直面する障壁を減らすために、保護と支援のためのガイドラインを提供することが挙げられている (B.1.ii)。そして人権の促進および保護の項において、「労働者および移民労働者の権利の保護および促進を向上させるために、セブ宣言に従って、地域のイニシアティブを強化する」ことが明記されている (B.3. ix)。こうした取組みは、AEC 青写真2025のDに掲げられた包摂的経済成長を補足するものと記されている。

ASEAN 文書の作成については、ASCC 青写真2015では明記され、セブ宣言の文言を抽出し、移民労働者に対する受入国における法的小および司法制度への適切なアクセスの提供や海外就労斡旋業者の規制など具体的な項目が挙げられていたが、ASCC 青写真2025では、セブ宣言に従って地域イニシアティブを強化するという文言にとどめられている。ASCCにおける移民労働者の権利についての項を比較すると、具体性という点においては、青写真2025は青写真2015よりも後退した書きぶりになっている。ASEAN 文書の作成については、上述のとおり、APSC 青写真2025のA.2.5.xv. に挙げられてはいるが、それを執行性のあるものとするための、法的拘束力をもった文書への合意、しかもその内容がどこまでセブ宣言を具体化するものなのかは、青写真2025の戦略的施策をみても明らかでない。

しかし前向きにとらえるならば、ASEAN 共同体ビジョン2025において、包括的共同体の人々の権利促進という目標のなかに、移民労働者が位置づけられている点が、青写真2015に比べて移民労働者が重要視されている証とも読みとることができる。

移民労働者に関する政策は産業スペシフィックなアプローチを必要とし、連結性、人の流動性の問題から、本来であればAECのなかにおいても、戦略的施策が掲げられるべき課題である。しかしAECでは、移民労働者については正面から扱われていない。権利の促進と保護というならば、移民労働者を労働力とする需要サイドからの取組み、労働者の越境移動のスキームに関する共通の取

組みがなければ、移民労働者の権利の促進と保護も結局は実現しない。

これに関連して、人身取引問題と移民労働の位置づけがどう変わったか、青写真2015と青写真2025を比較してみよう。人身取引は青写真2015においては非伝統的安全保障問題としてAPSCの行動対象として挙げられていたものの、ASCCで言及されることはなかった。人身取引対策は、被害者の保護の必要性は認識されつつも、安全保障を脅かす犯罪の防止、処罰という刑事司法が課題であった。そこには人身取引の背景や要因、すなわち人身取引を可能にさせてしまう社会的経済的ファクターへの言及や関連づけはなかった。それに対して、APSC青写真2025では非伝統的安全保障問題として撲滅すべき越境的犯罪として挙げられているのは同じである。が、注目されるのは、ASCC青写真2025において、ASCCの戦略およびプログラムの実行の効果を強化し、APSCおよびAECにおける戦略およびプログラムとの調和を促進するとし、なかでも重点分野として、社会的保護、皆保険、食料安全、貧困削減、雇用およびディーセントワークならびに人身取引を列挙している点である (B.2. iii)。さらには、「子ども、女性、障がい者、若者、移民労働者、年配者、人身取引被害者 (サバイバー)、エスニックマイノリティグループおよび脆弱なもしくは周辺化されたグループに対する、すべての形態の差別、搾取、人身取引、有害な慣例、暴力、虐待をなくすことを促進するために、地域イニシアティブおよびステークホルダー参加を促進する」と述べられている (B.3. vii)。移民労働者に関する問題と人身取引問題が並列に重要問題として認識されていることが看取できる。

おわりに

東アジア各国の移民労働者に関する法制度は、各国の経済社会事情を背景に各政府の政策意図をもって構築されている。どの国にも共通してみられるのが、送出国と受入国の二国間関係下に労働者の送出しおよび受入れの制度をもっている点である。同時に共通の問題点は、各国の移民労働者政策が外国人労働者を期間限定の一時的な労働力であることを前提とするゆえに、労働者の人権や厚生観点からその制度の妥当性が問われていることである⁽¹⁷⁾。であるからこそ、セブ宣言を条約化する ASEAN 文書の作成が求められているのであるが、2015年末の ASEAN 共同体設立までにその合意に到達することはできなかった。

三つの共同体のなかで最も注目されている AEC では、その青写真2015において、ASEAN を単一の市場と生産基地とすること、競争力のある地域とすること、域内における公平な経済発展を実現すること、グローバル経済へ統合することをめざしている。そして青写真2025における AEC では、グローバル・バリューチェーンへの参加の強化が掲げられている (A.6)。いずれの目的にも労働市場のあり方が関係する。魅力的な単一の市場・生産拠点であるためには、良質な労働力の確保ができる、健全な労働市場である必要があるからである。ASEAN 共同体の労働市場のあり方は、まさに移民労働者の権利の保護と促進について、いかなる地域協定が合意できるかに左右されるといっても過言ではないだろう。

2015年11月に大枠の合意をみた環太平洋パートナーシップ (TPP) においては、労働者の権利の保護について ILO コア条約の基準の確保と実効を求める労働条項があり、マレーシアやベトナムが、かかる条項にどのように対応できるかが注目されている⁽¹⁸⁾。生産・加工現場における移民労働者の不適切な労働環境や不当な待遇が、アメリカや欧州連合 (EU) など貿易相手国から問題視されている。2015年に一応の完成をみた AEC が、その効果を存分に発揮できるか否かは、AEC の達成のみならず、人々を中心とする ASCC の実行にかかっているといえよう⁽¹⁹⁾。

青写真2025では人々を中心とする (people-centred) ASEAN を掲げ、人々の権利の保護と促進が前面に出ているが、その青写真2025を採択した2015年11月のマレーシアでの第27回首脳会議において、地域における人々の権利にかかわる具

体的な問題が議論されることはなかった。CSOであるASEAN人民フォーラム（ASEAN Peoples' Forum）と協議した形跡もみられなかった。2016年の議長国であるラオスはすでにCSOの集会の禁止を決定している。

内政不干渉の原則を保持しながら、人々の権利、なかんずく移民労働者の保護と促進を具体的にどのように実行できるのか⁽²⁰⁾。ASEAN文書については、ラオスが議長国である2016年におけるその完成をおそらくは期待できず、ASEAN結成50周年にあたる2017年の議長国であるフィリピンが、ASEAN文書を完成させると意気込んでいるとの憶測も流れている。ASEAN共同体の持続的発展のため、そして地域機構としての存在意義そのものが、移民労働者の権利の保護と促進に関するASEAN文書の作成に問われているといっても過言ではないだろう。人々を中心とするASEANのゆくえが注目される。

【注】

- (1) AECにおいて人の自由移動の対象とされているのは、熟練労働者（skilled labour）である。これについては第3章を参照のこと。
- (2) たとえば2010年に策定されたASEAN労働大臣作業計画では、ASEAN共同体の青写真2015における労働に関する整理について、APSCは人身取引、AECは熟練労働者、ASCCは移民労働者と表示されている（ASEAN 2010）。
- (3) 同じデータを使用して2013年時点のASEAN諸国への移住およびASEAN諸国からの移住を地図上に示したものとしてILO（2015）がある。
- (4) 移民労働者の労働搾取の状況に関してはILO（2006）やHuman Rights Watch（2010）など。
- (5) 正式な許可や文書をもたず出入国、就労する者を非正規移民労働者（irregular or undocumented migrant workers）と呼称する。
- (6) 2016年7月現在における締約国は48カ国、そのほとんどが送出国である。
- (7) 同条約において第69条では、非正規移民労働者の正規化措置が規定されており、非正規の状態にある移民労働者およびその家族が、常態としてそうでなくなるために適当な措置をとらなければならないとしている。本条は、本条約の批准が進まない最大の理由といわれている。本条約第35条では、移民労働者に対する権利保障の規定は、正規化への権利と解釈されてはならない、さらに第79条では、外国人の入国を決定する国家主権に影響を及ぼすものではないと明記されている（山田 2014a）。
- (8) 女性の移民労働者なかんずく家事労働従事者に対する虐待や搾取の問題がある。
- (9) もっとも実行された行動が少ないのは発展の格差是正であり、この点からもASEAN域内における発展の格差と移民労働者問題が密接な関係にあることがうかがえる。
- (10) ほかに紹介されている事例は、ASEANの教育機関間における単位交換制度、災害対策、

煙害対策である。煙害対策については第5章を参照。

- (11) 2014年11月ミャンマー労働省へのヒアリング
- (12) Labor Secretary Baldoz exhorts Asean counterparts to extend needed protection to migrant workers (<http://apmigration.ilo.org/news/labor-secretary-baldoz-exhorts-asean-counterparts-to-extend-needed-protection-to-migrant-workers>, 2016年8月8日アクセス)。
- (13) メコン地域においては「人身取引対策のためのメコン閣僚協調イニシアティブ (COMMIT) 覚書」が同年2004年に結ばれ、複数の二国間覚書が結ばれている。タイと近隣諸国との人身取引に関する覚書については山田 (2013) を参照。
- (14) ACTIP の採択の前、2015年9月にシンガポールは「人 (とくに女性および児童) の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書」(Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime) (人身取引議定書) の締結国となった。ASEAN のなかではラオスが2003年に最も早く締結国となっている。未締結国はブルネイのみである。本議定書の締結国は2016年7月現在169カ国であり、上述の ICRMW の締結国数の少なさと対照をみせている。
- (15) 人身取引と移民労働との関係については山田 (2016) を参照。移民労働者が集中する産業は、移低熟練および非熟練の労働集約産業であることが多い。概して劣悪な労働環境にある傾向があり、また家内労働や農業・漁業など労働基準法が適用されない場合もある。雇用先が固定されていたり、在留資格が雇用主主導の手続きであったりなど、雇用主との関係においてその脆弱な立場ゆえに労働搾取が助長され、労働者が人身取引被害者に陥る可能性が高い。移民労働者と人身取引問題の背景には、就労を求める人口移動、移民労働者に対する需要、労働搾取である強制労働、そしてこれらを助長する制度が存在する。移民労働者にとっては斡旋業者を利用した移住労働のつもりが、略取や搾取され、人身取引の被害者に陥る。長時間労働、移動の制限、賃金の不払い、労働許可証をとりあげる、身体的もしくは心理的強制など、強制労働に相当する事例がある。
- (16) 「われわれの人々」が誰を指すのかという点については、民衆志向 (people-oriented) の ASEAN において民衆は各加盟国が誰を自国の民と認めるかにかかっているという指摘 (首藤 2015) が参考になる。
- (17) たとえばタイと近隣諸国との労働者送出しにかかる二国間覚書では、目的は労働者の権利が損なわれないようにとありながら、労働者の権利そのものについては明記していない (山田 2014b)。
- (18) アメリカ国務省による人身取引報告書で、マレーシアは過去数年間にわたり、その移民労働者に対する作為、無作為の政策を指摘され、Tier 3 とされてきたが、2015年の報告書では Tier 2 監視に格上げされた。マレーシアの TPP 参加および交渉との関係によるといわれている。
- (19) ASEAN の労働力の競争性を高めるための優先課題として、ASEAN において急速に増

加するグループである移民労働者に関する二国間および地域間の協力を挙げている (Thuzar 2016)。

- (20) 人々を中心とする青写真2025を採択した ASEAN に対し、その青写真は言葉にすぎず市民社会とのエンゲージメントは欠けているとの批判は、Tan (2015), Santiago (2015), Sapiie (2015) などを参照。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 首藤もと子 2015. 「ASEAN 社会文化共同体に向けて—現況と課題—」『国際問題』(64) 25-36.
- 鈴木早苗 2012. 「移民労働者問題をめぐる ASEAN のジレンマ」『アジア研ワールド・トレンド』(205) 39-44.
- 山田美和 2013. 「メコン諸国における人身取引問題にかんする二国間覚書の比較分析——二国間覚書の限界と可能性——」『アジア経済』54(3) 2-27.
- 2014a. 「東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——」山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——』アジア経済研究所 3-30.
- 2014b. 「タイにおける移民労働者の受け入れ政策の現状と課題——メコン地域の中心として——」山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度——送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて——』アジア経済研究所 141-178.
- 2015. 「ASEAN 域内の労働者移動の現状——高まる労働力の相互依存——」浦田秀次郎・牛山隆一・可部繁三郎編『ASEAN 経済統合の実態』文真堂.
- 2016. 「『人身取引』の定義における労働搾取型人身取引——パレルモ議定書は移民労働に何をもたらしたのか——」山田美和編『「人身取引」問題の学際的研究——法学・経済学・国際関係の観点から——』アジア経済研究所 33-58.

<外国語文献>

- Ang, Alvin, Nilim Baruah, Manuel Imson, and Heike Lautenschlager. 2015. *Progress of the Implementation of Recommendations adopted at the 3rd-6th ASEAN Forum on Migrant Labour Meetings: Background paper to 7th AFML*, Tripartite Action for the Protection and Promotion of the Right of Migrant Workers in the ASEAN Region (ASEAN TRIANGLE project). Bangkok: ILO Regional Office for Asia and the Pacific.
- ASEAN 2004. *ASEAN Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children*.
- 2007. *ASEAN Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers*.
- 2008. *ASEAN Committee on the Implementation of the ASEAN Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers (ACMW) Work Plan*.

- 2009. *Roadmap for an ASEAN Community 2009–2015*. Jakarta: ASEAN Secretariat.
- 2010. *ASEAN Labour Ministers' Work Programme 2010–2015*.
- 2014. *Mid-Term Review of the ASEAN Socio-Cultural Community Blueprint (2009–2015)*. Jakarta: ASEAN Secretariat.
- 2015a. *ASEAN 2025: Forging Ahead Together*. Jakarta: ASEAN Secretariat.
- 2015b. *Chairman's Statement of the 26th ASEAN Summit: Our People, Our Community, Our Vision*, Kuala Lumpur & Langkawi, 27 April 2015.
- 2015c. *ASEAN Convention on Against Trafficking in Persons, Especially Women and Children*, 21 November 2015.
- Human Rights Watch. 2010. *From the Tiger to the Crocodile: Abuse of Migrant Workers in Thailand*. New York: Human Rights Watch.
- ILO 2006. *The Mekong Challenge-Unpaid, Overworked and Overlooked: The realities of young migrant workers in Thailand*. Bangkok: International Labour Organization.
- 2015. *International Migration in ASEAN at a Glance*, ILMS Database in ASEAN. Bangkok: ILO Regional Office for Asia and the Pacific.
- Orbeta, Aniceto Jr. and Kathrina Gonzales. 2013. *Managing International Labor Migration in ASEAN: Themes from a Six-country Study*. Manila: Philippine Institute for Development Studies.
- Santiago, Charles. 2015. "ASEAN Nations Missing the Social Agenda," *Malaysiakini*, 21 November.
- Sapie, Marguerite Afra. 2015. "Public Participation toward a Further People-centred ASEAN Community," *Jakarta Post*, 4 January.
- Tan, Nor Arlene. 2015. "An ASEAN Devoid of its Community," *Mandala*, 31 December.
- Thuzar, Moe. 2016. "ASEAN Socio-Cultural Community Post-2015: Towards a People-Centred ASEAN?" *ASEANFocus*, Special Issue, January: 10-11.